

地域の皆様。いつも大変お世話になっております。 まだまだ残暑が続きますので、体調を崩さないようにしてください。 当センターの活動報告とお知らせです。

第4回フレイルチェックフェスタを開催しました!

7月19日(水)にイオンスタイル仙台卸町にて4回目となる「フレイルチェックフェスタ」を行いました。「フレイルチェックフェスタ」は身体の弱り始めの状態とされる"フレイル" (虚弱状態)の普及啓発イベントで、アンケートと簡単な測定によるフレイルチェックや、機器を用いた筋肉の量の測定、骨密度の測定などを行いました。

今回も沢山の方が興味を持って立ち寄ってくださり、大盛況でした。去年からのリピーターの方も見られ、<u>定期的な身体のチェック</u>としても好評いただいております。次回の開催は10月と12月を予定しております。





【包括主催サロン日程】

ヤマカ場サロン

令和5年9月28日(木)

会場:大和蒲町地域包括支援センター

ラ-マ: 消費者被害について

10:00~11:00

なないろサロン

令和5年9月15日(金)

会場: なないろの里集会所

10:00~11:00

高齢者をねらう悪質商法に注意!

• 電話勧誘

- 。訪問購入
- 点検商法
- ・還付金詐欺など



をしいと思ったら
188
いやや
消費者ホットラインに

ご相談ください!

仙台市消費生活センター

(022)268-7867



· C

お知らせ

9月のヤマカ場サロンにて消費生活センターの方に講話をしていただく予定です。 一緒に悪質商法の特徴や傾向を学び、対策していきましょう!皆さんのご参加お待ち しております!

日時:9月28日(木)10:00~11:00

場所:大和蒲町包括支援センター(大和町3-1-1)

やまかば公園探訪

その5

コラム担当: 菅原智裕

今回は中倉・大和町・志波町にある小さな公園を紹介します。

① 三寿美田公園 (中倉3丁目18-40)



大和中倉町内会館のとなりに ある小さな公園です。近くの保 育園の子ども達も遊んでいたり します。 ② 大和2丁目公園 (大和町2丁目28-12)



若林病院の近くにあるすべり台 しかない小さな公園です。ベン チがあり静かに過ごすことが できます。 ③ なかよしちびっこ広場 (志和町 9-3)



尼寺東町内会集会所に併設 されている小さな公園です。 遊具はすべり台とジャング ルジムがあります。

多聯手手的建



初心者大歓迎!! 一緒に雀踊りを楽しみましょう

Instagram

練習は毎週水曜日19:00~21:00

市民センターや七郷小学校、荒井小学校で行っています

O

75_SUZUME

【お問い合わせ】

090-4883-3874 杉浦まで



令和4年度 宮城県交通安全ポスター作文コンクール 三入賞作品 ポスターの部 三入賞作品 ポスターの部



PEUS D.EU



秋の交通安全/学県民総ぐるみ運動

9月30日(土)(3 交通事故死ゼロ を目指す日

み子 ③自転車乗るならヘルメットなろ ②飲酒運転は絶対ダメでう ●横断歩道は歩行者が優先

いのちを守るよ





登米市立登米中学校3年

令和5年9月21日命~9月30日母

宮城県警察の ホームページに リンクします➡



- 交通死亡事故が大幅増加。休日に多発 令和5年6月末の交通死亡事故は24件27人で、前年と 比べて+8件+11人と大幅に増加。交通死亡事故24件 のうち11件(45.8%)が休日(土日祝日)に発生しています。
- 自車線はみ出しの交通死亡事故が多発 交通死亡事故24件のうち11件(45.8%)が工作物衝 突や正面衝突などの自車線をはみ出した事故となってい ます。

	区	分	発生件数	死亡事故		負傷者数		
				件数	死者数	重傷	軽 傷	計
	本	年	1,934	24	27	180	2,188	2,368
	前	年	2,016	16	16	192	2,246	2,438
	増	数	-82	8	11	-12	-58	-7 0
	減	率	-4.1	50.0	68.8	-6.3	-2.6	-2.9

** 広めよう!サイン・サンクス運動 *** ~車への渡る「合図」と「ありがとう」~

信号機のない横断歩道では…

●手を上げて サイン(合図) をして渡り、

止まってくれた車には…

● あいさつ サンクス(感謝) をしましょう。 ~

タ暮れ・夜間は反射材を 身につけましょう。



*** 飲酒運転しない!させない!許さない! *** ~飲酒運転は凶悪な犯罪です~

酒飲み運転追放3ない運動

- 運転するときは酒を飲まない
- 2 酒を飲んだら運転しない
- 3 運転者には酒を出さない





****自転車のヘルメット着用が努力義務化! *********

道路交通法の一部改正(令和5年4月1日施行)

- ●過去5年間(平成30年~令和4年)の自転車 乗車中の死傷者のうち、ヘルメットを着用してい た人の割合はわずか約6%にすぎず、ヘルメット 非着用の死者は23人にのぼります。
- 自分の命を守るためヘルメットを着用 しましょう。
- ●自転車に乗るときは、自転車損害賠償責任保険に加入しましょう。



- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

